入　　札　　説　　明　　書

　令和７年札幌市告示第3150号に基づく入札については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１　告示日

　令和７年７月25日

２　契約担当部局

〒060-8611　札幌市中央区北１条西２丁目　札幌市役所６階南側

札幌市建設局総務部道路認定課用地管理係（電話011-211-2457、FAX011-218-5134）

３　入札に付する事項

⑴　役務の名称

　　　ア　札幌市建設局総務部所管用地実態調査業務（その１）

イ　札幌市建設局総務部所管用地実態調査業務（その２）

⑵　調達案件の仕様等

上記３(1)の件名ごとにそれぞれ仕様書による。なお、調査対象箇所は仕様書別添の一覧表を参照すること。なお、一覧表については上記２契約担当部局にて保管しており、入札を希望する者で一覧表の提供を希望する者に個別に提供する。

⑶　履行期間

上記３(1)の件名ごとにそれぞれ契約締結の日から令和８年２月27日（金）までとする。

⑷　入札書の記載方法

上記３(1)の件名ごとにそれぞれ総価で行う。

なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

４　入札参加資格

⑴　地方自治法施行令第167条の４の規定に該当しない者であること。

⑵　令和６・７年度札幌市競争入札参加資格者名簿（工事・建設関連サービス・道路維持除雪）において、業種が大分類「建設関連サービス業」、中分類「測量業」のＡ又はＢの等級に登録されている者であり、かつ、本店所在地が「市内」として登録されていること。

⑶　会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全な者でないこと。

⑷　札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

⑸　事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が単独での入札参加を、また、事業協同組合等の構成員が単独でこの入札に参加する場合は、当該組合等が入札参加を、それぞれ同時に希望していないこと。

５　入札書の提出方法等

⑴ 入札書の提出場所及び問い合わせ先

　 　上記２に同じ。

　⑵　入札書の受領期限

　　　上記３⑴ア､イともに令和７年８月20日（水）午後４時00分（送付の場合は必着。）

　⑶　開札の日時及び場所

　　 上記３⑴アは､令和７年８月21日（木）午前10時00分

　 上記３⑴イは､令和７年８月21日（木）午前10時05分

　　 場所は、いずれも札幌市建設局会議室（札幌市中央区北１条西２丁目札幌市役所６階南側）

⑷　入札書の提出方法

入札書は、持参又は送付により提出すること。なお、提出にあたっては以下に留意すること。

　　ア　入札書を持参する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名

　　　　称又は商号）及び「令和７年８月21日（木）午前10時00分開札「札幌市建設局総務部

所管用地実態調査業務（その１）」の入札書在中」又は「令和７年８月21日（木）午前10時05分開札「札幌市建設局総務部所管用地実態調査業務（その２）」の入札書在中」の旨を記載し上記２あてに入札書の受領期限までに提出しなければならない。

　　イ　入札書を送付により提出する場合は二重封筒とし、外封に「令和７年８月21日（木）午前

10時00分「札幌市建設局総務部所管用地実態調査業務（その１）」の入札書在中」

又は「令和７年８月21日（木）午前10時05分開札「札幌市建設局総務部所管用地実態

調査業務（その２）」の入札書在中」の旨を記載し上記２あてに入札書の受領期限までに提

出しなければならない。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

　　ウ　入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

⑸ 調達案件の仕様等に対する質問及び回答

　ア 提出方法

　　 　送付又はファクシミリにより書面を提出すること。

イ　提出先及び提出期限

上記２の契約担当部局へ、上記１の告示の日から令和７年８月１日（金）午後４時00分までの間に提出すること。

ウ　回答書の閲覧

質問の都度、回答書を建設局ホームページに掲載する。

⑹　入札の無効

　　 本入札説明書に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者の

した入札、その他札幌市契約規則第１１条各号及び札幌市競争入札参加者心得第８項各号の一に該当する入札は無効とする。

⑺　入札の延期等

　　　次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがあ

る。

　　ア　入札者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行する

ことができない状態にあると認められるとき。

　　イ　天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することが

できない状態にあると認められるとき

　　ウ　調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

⑻　代理人による入札

　　ア　代理人が入札する場合には、入札書に競争入札参加資格者の氏名、名称又は商号、代理人

であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、入札書とあわせて持参又は送付により委任状（別紙第８号様式）を提出しなければならない。

　　イ　入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることが

できない。

⑼　開札

　　ア　開札は、上記５(3)の日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。

ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立

ち会わせて行う。

イ　入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

ウ　入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

　　エ　入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

　　オ　開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として２回を限度とする。

６　その他

⑴　入札保証金

免除

⑵　契約保証金

要

　　　契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又は

これに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して５日後(５日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日)までに納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札

幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

　　　ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

⑶　落札者の決定方法

ア　落札者の決定

札幌市契約規則第７条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格を

もって入札（有効な入札に限る。）した者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記ウの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、当該落札候補者を落札者とする。

イ　同額抽選

落札候補者となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札候補者の審査の順位を決定するものとする。

この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

ウ　入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を有する者であるかを審査するので、

落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して３日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、上記４に掲げる入札参加資格を有することを証明する書類（別紙３）を提出しなければならない。

電子メールにより提出する場合、事前に契約担当部局に電子メールにて提出することを申

し出たうえで、差出人アドレスは札幌市競争入札参加資格（物品・役務）に登録されている見積依頼用メールアドレスとすること。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者のした入札を、入札参加資格の

ない者のした入札とみなし無効とする。

エ　入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記ウの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場

合は、その者の入札を無効とする。この場合において、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を、新たな落札候補者として、上記ウの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

⑷　入札者に要求される事項

入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることはできない。

⑸　落札の取消し

　　　落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

　　ア　契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。

イ　契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに契約保証金を納付しなかったとき。

　　ウ　入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

エ　その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

⑹　免税事業者であることの申出

落札者が、消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく地方消費税に関し、免税事業者である場合には、落札決定後、直ちに消費税及び地方消費税免税事業者申出書を提出しなければならない。

⑺　契約書の作成

ア　一般競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とする。

イ　契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の交付を受けてこれに記名押印するものとする。

　　ウ　上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の１通を契約の相手方に送

付するものとする。

エ　市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

⑻　契約条項

　　別紙のとおり

⑼　入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、本市に対して入札参加資格が認められなかった理由について、原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内（札幌市の休日を定める条例に定める休日を除く。）に、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア　提出場所

　上記２に同じ

イ　提出は持参することにより提出するものとし、送付又は電送によるものは受け付けない。